

## 別記5 禁止区域

漁業種類	禁止区域
1 小型まき網漁業及び 中型まき網漁業	西宇和郡伊方町佐田岬と大分県関埼灯台とを結んだ直線と同町童子鼻と同県大分市高島東端とを結んだ直線との間の愛媛県海域
2 小型機船底びき網漁業（筵灘及び伊予灘における自家用つり餌料びき網漁業を除く。）	<p>1 次のアからチまでの点を順次結んだ16直線と次のツからニまでの点を順次結んだ4直線との間の愛媛県海域。</p> <p>ア 愛媛県と香川県との最大高潮時海岸線における境界点（余木埼）</p> <p>イ アの点と香川県伊吹島赤埼とを結んだ直線上同点2,000メートルの点</p> <p>ウ 四国中央市具定町と同市寒川町との最大高潮時海岸線における境界点と越智郡上島町江ノ島西端とを結んだ直線上同境界点2,000メートルの点</p> <p>エ 新居浜市大島松ケ鼻と越智郡上島町魚島東南端とを結んだ直線上同松ケ鼻2,000メートルの点</p> <p>オ 新居浜市垣生白石鼻と越智郡上島町魚島東南端とを結んだ直線上同白石鼻1,000メートルの点</p> <p>カ 新居浜市御代島北端と今治市美濃島東端とを結んだ直線上同御代島北端1,000メートルの点</p> <p>キ 新居浜市と西条市との境界点と今治市梶島東端とを結んだ直線上同境界点3,600メートルの点</p> <p>ク 西条市大明神川川尻右岸と新居浜市御代島北端とを結んだ直線上同川尻右岸2,500メートルの点</p> <p>ケ 今治市と西条市との最大高潮時海岸線における境界点と今治市小平市島南端とを結んだ直線上同境界点1,000メートルの点</p> <p>コ 今治市頓田川川尻右岸と同市比岐島東南端とを結んだ直線上同川尻右岸2,000メートルの点</p> <p>サ 今治市今治港東防波堤灯台と同市竜神島灯台と同市比岐島頂とを結んだ直線上同竜神島灯台1,900メートルの点とを結んだ直線上同今治港東防波堤灯台2,000メートルの点</p> <p>シ 今治市今治港東防波堤灯台とサの点とを結んだ直線の延長線と同市志津見西突堤と同市松島西端とを結んだ直線との交点</p> <p>ス 今治市志津見西突堤と同市松島西端とを結んだ直線上同西突堤1,500メートルの点</p> <p>セ 越智郡上島町津波島南端と今治市明神島東北端とを結んだ直線上同津波島南端2,000メートルの点</p> <p>ソ 越智郡上島町豊島東南端と同町高井神島北端とを結んだ直線の中央点</p> <p>タ 越智郡上島町百貫島頂</p> <p>チ 広島県因島地蔵鼻</p> <p>ツ 広島県大崎下島東端</p> <p>テ 今治市岡村島観音埼</p> <p>ト テの点と今治市怪島東端とを結んだ直線と同市梶取鼻と広島県齊島南端とを結んだ直線との交点</p> <p>ナ 今治市錨掛ノ鼻と同市大西町八幡山頂とを結んだ直線上同錨掛ノ鼻</p>

漁業種類	禁止区域
	<p>1,000メートルの点</p> <p>ニ 今治市大西町八幡山頂</p> <p>2 今治市明神島、梶島、美濃島、比岐島及び小比岐島（アシカ磯を含む。）の周辺最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域並びに同市バンダイ磯を中心とする半径500メートル以内の海域</p> <p>3 越智郡上島町魚島、高井神島、ひょうたん島及び江ノ島の周辺最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海域</p> <p>4 越智郡上島町百貫島の周辺最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域</p> <p>5 次のアからエまでの点を順次結んだ3直線以北の愛媛県海域</p> <p>ア 今治市岡村島観音崎</p> <p>イ 広島県斉島東端と今治市怪島頂から真方位226度2,100メートルの点（同市旧皆曲鼻）とを結んだ直線上同斉島東端3,000メートルの点</p> <p>ウ 松山市白石（二ツ石）</p> <p>エ 広島県下蒲刈島上黒島西端</p> <p>6 松山市白石（二ツ石）の周辺最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域</p> <p>7 松山市安居島及び小安居島の周辺最大高潮時海岸線から1,500メートル以内の海域</p> <p>8 次のアとイの点を結んだ直線とウとエの点を結んだ直線との間の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域</p> <p>ア 今治市錨掛ノ鼻</p> <p>イ 今治市大西町八幡山頂</p> <p>ウ 松山市白石鼻</p> <p>エ 松山市興居島頭崎</p> <p>9 次のアからキまでの点を順次結んだ6直線、クからナまでの点を順次結んだ13直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた愛媛県海域</p> <p>ア 松山市白石鼻</p> <p>イ ウの点と松山市鹿島西端とを結んだ直線とアの点と同市小安居島頂とを結んだ直線との交点</p> <p>ウ 松山市中島歌崎と同市安居島西端とを結んだ直線上同歌崎1,000メートルの点</p> <p>エ ウの点と松山市小館場島東端とを結んだ直線の同島東端の側の延長線とオの点と広島県斉島北端とを結んだ直線との交点</p> <p>オ 松山市白石（三ツ石）</p> <p>カ 松山市津和地島氏神鼻と広島県横島南西端とを結んだ直線上同氏神鼻2,500メートルの点</p> <p>キ 山口県情島北端</p> <p>ク 山口県情島南端</p> <p>ケ 松山市津和地島カラモ鼻</p> <p>コ ケの点と松山市由利島北端とを結んだ直線と山口県片山島南端と同市</p>

漁業種類	禁止区域
	<p>興居島御手洗鼻とを結んだ直線との交点</p> <p>サ 山口県片山島南端と松山市興居島御手洗鼻とを結んだ直線と同市由利島灯台と同市野忽那島灯台とを結んだ直線との交点</p> <p>シ 松山市由利島灯台と同市野忽那島灯台とを結んだ直線と同市中島赤埼と同市興居島頭埼とを結んだ直線との交点</p> <p>ス 松山市野忽那島灯台と同市興居島這磯鼻とを結んだ直線と同市中島赤埼と同市興居島頭埼とを結んだ直線との交点</p> <p>セ 松山市野忽那島灯台と同市興居島這磯鼻とを結んだ直線と同市波妻鼻と同市釣島北端とを結んだ直線との交点</p> <p>ソ 松山市波妻鼻と同市釣島北端とを結んだ直線の同釣島北端の側の延長線と同市忽那山頂と同市二神島妙見山頂とを結んだ直線との交点</p> <p>タ 松山市忽那山頂と同市二神島妙見山頂とを結んだ直線上同忽那山頂2,000メートルの点</p> <p>チ 松山市重信川川尻右岸と同市由利島灯台とを結んだ直線上同川尻右岸2,000メートルの点</p> <p>ツ 松山市重信川川尻右岸と同市由利島灯台とを結んだ直線上同川尻右岸1,000メートルの点</p> <p>テ 伊予市郡中港防波堤灯台と松山市由利島灯台とを結んだ直線上同港防波堤灯台500メートルの点</p> <p>ト ナの点と松山市由利島灯台とを結んだ直線上同点1,000メートルの点</p> <p>ナ 伊予市森川川尻右岸</p> <p>10 松山市白石（三ツ石）の周辺最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域</p> <p>11 松山市小館場島の周辺最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域</p> <p>12 次のアとイの点を結んだ直線とウとエの点を結んだ直線との間の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域</p> <p>ア 伊予市森川川尻右岸</p> <p>イ 松山市由利島灯台</p> <p>ウ 伊予市と大洲市との最大高潮時海岸線における境界点</p> <p>エ 大洲市青島東端</p> <p>13 松山市由利島の周辺最大高潮時海岸線から1,500メートル以内の海域</p> <p>13の2 松山市釣島の周辺最大高潮時海岸線から1,090メートル以内の海域</p> <p>14 大洲市青島の周辺最大高潮時海岸線から3,000メートル以内の海域</p> <p>15 次のアからシまでの点を順次結んだ11直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた愛媛県海域</p> <p>ア 伊予市と大洲市との最大高潮時海岸線における境界点</p> <p>イ アの点と大洲市青島東端とを結んだ直線上同点3,000メートルの点</p> <p>ウ 大洲市長浜町大屋の谷と山口県大水無瀬島中央とを結んだ直線上同大屋の谷3,000メートルの点</p> <p>エ 大洲市長浜町大屋の谷と山口県大水無瀬島中央とを結んだ直線上同大屋の谷4,500メートルの点</p>

漁業種類	禁止区域
	<p>オ 大洲市松ケ埼と山口県八島北端とを結んだ直線上同松ケ埼4,500メートルの点</p> <p>カ 大洲市松ケ埼と山口県八島北端とを結んだ直線上同松ケ埼3,000メートルの点</p> <p>キ 八幡浜市夢永岬と山口県小水無瀬島西端とを結んだ直線上同夢永岬3,500メートルの点</p> <p>ク 西宇和郡伊方町襖埼と山口県八島北端とを結んだ直線上同襖埼3,000メートルの点</p> <p>ケ 西宇和郡伊方町見舞埼と山口県祝島西端とを結んだ直線上同見舞埼3,000メートルの点</p> <p>コ 西宇和郡伊方町佐田岬真方位零度5,000メートルの点</p> <p>サ 大分県関埼灯台</p> <p>シ 西宇和郡伊方町佐田岬</p> <p>16 西宇和郡伊方町小梶谷鼻と宇和島市日振島松ケ鼻とを結んだ直線上同小梶谷鼻1,700メートルの点と大分県沖無垢島北端とを結んだ直線以北の宇和海</p> <p>17 西宇和郡伊方町小梶谷鼻と宇和島市日振島松ケ鼻とを結んだ直線と同町女子鼻と八幡浜市大島西端とを結んだ直線の間の同郡における最大高潮時海岸線から1,700メートル以内の海域</p> <p>18 西宇和郡伊方町女子鼻、八幡浜市大島西端及び西予市明浜町大崎灯台を順次結んだ2直線以東の海域</p> <p>19 八幡浜市粟小島、大島及び地ノ大島の周辺最大高潮時海岸線から1,500メートル以内の海域</p> <p>20 西予市明浜町大崎灯台と八幡浜市大島西端とを結んだ直線と愛媛県と高知県との最大高潮時海岸線における境界点と高知県大藤島頂とを結んだ直線との間の愛媛県陸地部における最大高潮時海岸線から1,500メートル以内の海域</p> <p>21 宇和島市戸島、嘉島、遠戸島、契島、黒島、日振島、沖ノ島、鷗島、横島、御五神島（寝床岩及び沖ノ桑礫を含む。）、同市津島町裸島、高島、竹ケ島、前島、南宇和郡愛南町大猿島、小猿島、塩子島（黒礫を含む。）、角島、黒部島、鹿島、横島、小横島、大地島、小地島、野地島及び当木島の周辺最大高潮時海岸線から1,500メートル以内の海域</p> <p>22 宇和島市大良埼と同市嘉島北端を結んだ直線、同島南端と同市戸島貝埼を結んだ直線、同島東部と同市赤崎鼻を結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>23 八幡浜市大島粟小島北端真方位298度30分の線と同市大島青瀧鼻真方位327度30分の線との交点（通称沖ノ柵瀬）を中心として半径450メートル以内の海域</p> <p>24 宇和島市日振島黒鼻真方位274度の線と同市沖ノ島西端真方位257度の線との交点（通称勘兵衛ノ瀬）を中心として半径1,000メートル以内の海域</p> <p>25 宇和島市藁埼真方位251度30分の線と南宇和郡愛南町由良埼真方位317度</p>

漁業種類	禁止区域
	<p>30分の線との交点（通称沖ノ瀬）を中心として半径800メートル以内の海域</p> <p>26 南宇和郡愛南町横島西南端真方位276度の線と同町由良埼真方位231度の線との交点（通称鮪子瀬）を中心として半径400メートル以内の海域</p> <p>27 南宇和郡愛南町高茂埼真方位179度の線と同町鼻面埼真方位244度30分の線との交点（通称地ノ磯）を中心として半径400メートル以内の海域</p> <p>28 南宇和郡愛南町高茂埼真方位217度の線と同町鼻面埼真方位251度の線との交点（通称沖ノ磯）を中心として半径400メートル以内の海域</p> <p>29 西宇和郡伊方町大濬ノ鼻、西予市明浜町大埼灯台、宇和島市鷗島頂上、同市沖ノ島西端、同市日振島松ヶ鼻、同島西端、同島黒鼻、南宇和郡愛南町由良埼、同町横島西南端、同町高茂埼、同町鼻面埼、高知県宿毛市大藤島頂上及び愛媛県と高知県との最大高潮時における境界点を順次結んだ12直線と最大高潮時海岸線とに囲まれた海域</p>
<p>3 1 そうローラーごち網漁業</p>	<p>1 次のアからセまでの点を順次結んだ13直線とソからツまでの点を順次結んだ3直線との間の愛媛県海域。ただし、テからヌまでの点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域を除く。</p> <p>ア 今治市頓田川川尻右岸</p> <p>イ アの点と今治市梶島頂とを結んだ直線上同点2,000メートルの点</p> <p>ウ 今治市今治港東防波堤灯台と同市竜神島灯台と同市比岐島頂とを結んだ直線上同竜神島灯台1,900メートルの点とを結んだ直線上今治港東防波堤灯台2,000メートルの点</p> <p>エ 今治市今治港東防波堤灯台とウの点とを結んだ直線の延長線と同市大島黒鼻と同市平市島西端とを結んだ直線との交点</p> <p>オ 今治市大島黒鼻と同市平市島西端とを結んだ直線上同黒鼻100メートルの点</p> <p>カ 今治市吉海町と同市宮窪町との東部最大高潮時海岸線における境界点と同市小比岐島東北端とを結んだ直線上同境界点100メートルの点</p> <p>キ 今治市吉海町と同市宮窪町との東部最大高潮時海岸線における境界点と同市小比岐島東北端とを結んだ直線上同境界点1,300メートルの点</p> <p>ク 今治市大島戸代鼻と同市梶島頂とを結んだ直線上同戸代鼻3,000メートルの点</p> <p>ケ 今治市ムツイソ灯台と越智郡上島町高井神島南端とを結んだ直線上同ムツイソ灯台300メートルの点</p> <p>コ 越智郡上島町津波島西南端と今治市明神島東端とを結んだ直線上同津波島西南端500メートルの点</p> <p>サ 越智郡上島町津波島東北端と同町高井神島北端とを結んだ直線上同津波島東北端1,000メートルの点</p> <p>シ 越智郡上島町高井神島北端</p> <p>ス 越智郡上島町百貫島頂</p> <p>セ 広島県因島地蔵鼻</p>

漁業種類	禁止区域
	<p>ソ 広島県大崎下島東端</p> <p>タ 今治市岡村島観音埼</p> <p>チ 今治市怪島東端</p> <p>ツ 今治市怪島頂から真方位226度2,100メートルの点（同市旧皆曲鼻）</p> <p>テ 今治市上浦町下坂</p> <p>ト テの点と今治市津島西端とを結んだ直線と同市大島竹ケ鼻と同市大角鼻とを結んだ直線との交点</p> <p>ナ 今治市大島竹ケ鼻と同市大角鼻とを結んだ直線と同市大下島鯉の鼻と同市来島西端とを結んだ直線との交点</p> <p>ニ 今治市大下島鯉の鼻と同市来島西端とを結んだ直線と同市大三島町日向泊と広島県斉島南端とを結んだ直線との交点</p> <p>ヌ 今治市大三島町日向泊</p> <p>2 今治市今治港東防波堤灯台真方位70度30分の線と同市龍神島灯台真方位157度30分の線との交点（通称沈船磯）を中心とする半径200メートル以内の海域</p> <p>3 今治市明神島、梶島、美濃島、比岐島及び小比岐島（アシカ磯を含む。）の周辺最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域並びに同市バンダイ磯を中心とする半径1,000メートル以内の海域</p> <p>4 越智郡上島町百貫島の周辺最大高潮時海岸線から2,500メートル以内の海域</p> <p>5 越智郡上島町魚島、高井神島及び江ノ島の周辺最大高潮時海岸線から3,000メートル以内の海域</p> <p>6 次のアからウまでの点を順次結んだ2直線とエとオの点を結んだ直線との間の最大高潮時海岸線（広島県斉島周辺を除く。）から1,000メートル以内の海域</p> <p>ア 今治市岡村島観音埼</p> <p>イ 今治市怪島東端</p> <p>ウ 今治市怪島頂から真方位226度2,100メートルの点（同市旧皆曲鼻）</p> <p>エ 今治市と松山市との最大高潮時海岸線における境界点</p> <p>オ 松山市白石（二ツ石）</p> <p>7 次のアとイの点を結んだ直線とウからオまでの点を順次結んだ2直線との間の愛媛県陸地部における最大高潮時海岸線から3,000メートル以内の海域</p> <p>ア 今治市と松山市との最大高潮時海岸線における境界点</p> <p>イ 松山市白石（二ツ石）</p> <p>ウ 松山市白石鼻</p> <p>エ 松山市興居島頭埼</p> <p>オ 松山市殿島頂</p> <p>8 次のアとイの点を結んだ直線、ウからクまでの点を順次結んだ5直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>ア 松山市白石鼻</p>

漁業種類	禁止区域
	<p>イ 松山市興居島頭崎</p> <p>ウ 松山市興居島御手洗岬</p> <p>エ 松山市大可賀モンピと同市由利島東端とを結んだ直線上同モンピ4,000メートルの点</p> <p>オ 伊予郡松前町重信川川尻左岸と山口県大水無瀬島頂とを結んだ直線上同川尻左岸4,000メートルの点</p> <p>カ 伊予郡松前町重信川川尻左岸と山口県大水無瀬島頂とを結んだ直線上同川尻左岸1,500メートルの点</p> <p>キ 伊予市と大洲市との最大高潮時海岸線における境界点と同市長浜町青島波止の上泊とを結んだ直線上同境界点1,500メートルの点</p> <p>ク 伊予市と大洲市との最大高潮時海岸線における境界点</p> <p>9 松山市安居島及び小安居島の周辺最大高潮時海岸線から1,500メートル以内の海域</p> <p>10 松山市睦月島、野忽那島、中島（沖の孤島、地の孤島及び高島を含む。）、怒和島（二子島を含む。）、二神島（横島及び鴨背島を含む。）及び津和地島の周辺最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海域。ただし、次のアとイの点を結んだ直線、イからウまでの最大高潮時海岸線及びウとエの点を結んだ直線以北の海域を除く。</p> <p>ア 松山市白石（三ツ石）</p> <p>イ 松山市津和地島小ウノト鼻</p> <p>ウ 松山市津和地島カラモ鼻</p> <p>エ 山口県情島南端</p> <p>11 松山市大館場島、小館場島及び小市島の周辺最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域</p> <p>12 松山市由利島及び大洲市青島の周辺最大高潮時海岸線から3,000メートル以内の海域</p> <p>13 次のアからサまでの点を順次結んだ10直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた愛媛県海域</p> <p>ア 大洲市と伊予市との最大高潮時海岸線における境界点</p> <p>イ アの点と大洲市長浜町青島波止の上泊とを結んだ直線上同点4,500メートルの点</p> <p>ウ 大洲市長浜町大屋の谷と山口県大水無瀬島西端とを結んだ直線上同大屋の谷4,500メートルの点</p> <p>エ 大洲市松ヶ崎と山口県平郡島櫛崎とを結んだ直線上同松ヶ崎4,500メートルの点</p> <p>オ 大洲市松ヶ崎と山口県平郡島櫛崎とを結んだ直線上同松ヶ崎3,500メートルの点</p> <p>カ 八幡浜市と大洲市との最大高潮時海岸線における境界点と山口県八島洲崎とを結んだ直線上同境界点3,500メートルの点</p> <p>キ 西宇和郡伊方町足成と同町二見との最大高潮時海岸線における境界点（ウドノセ鼻）と山口県八島西端とを結んだ直線上同境界点3,500メー</p>



漁業種類	禁止区域
	<p>トルの点</p> <p>ク 西宇和郡伊方町見舞崎と山口県祝島西端とを結んだ直線上同見舞崎3,500メートルの点</p> <p>ケ 西宇和郡伊方町佐田岬真方位零度5,000メートルの点</p> <p>コ 大分県関埼灯台</p> <p>サ 西宇和郡伊方町佐田岬</p>
4 さわら流し網漁業	<p>1 次のアからカまでの点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>ア 香川県と愛媛県との最大高潮時海岸線における境界点（余木埼）</p> <p>イ アの点と香川県伊吹島赤埼とを結んだ直線上同点4,000メートルの点</p> <p>ウ 四国中央市具定町と同市寒川町との最大高潮時海岸線における境界点と越智郡上島町江ノ島西端とを結んだ直線上同境界点4,000メートルの点</p> <p>エ 新居浜市大島松ケ鼻と越智郡上島町魚島東端とを結んだ直線上同松ケ鼻2,000メートルの点</p> <p>オ 西条市氷見と同市今在家との最大高潮時海岸線における境界点と今治市梶島西端とを結んだ直線上同境界点6,500メートルの点</p> <p>カ 西条市と今治市との最大高潮時海岸線における境界点（大埼鼻）</p> <p>2 次のアからオまでの点を順次結んだ4直線、カからクまでの点を順次結んだ2直線、オからカまでの最大高潮時海岸線とケとコの点を結んだ直線、サからスまでの点を順次結んだ2直線及びコからサまでの最大高潮時海岸線との間の愛媛県海域</p> <p>ア 今治市大浜灯台跡</p> <p>イ 今治市竜神島灯台と同市比岐島頂とを結んだ直線上同竜神島灯台1,900メートルの点</p> <p>ウ 今治市宮窪町横島頂と同市明神島北端とを結んだ直線上同横島頂3,000メートルの点</p> <p>エ 越智郡上島町津波島西端と今治市明神島東端とを結んだ直線上同津波島西端2,000メートルの点</p> <p>オ 越智郡上島町豊島西南端</p> <p>カ 越智郡上島町豊島東端</p> <p>キ 越智郡上島町百貫島頂</p> <p>ク 広島県因島地蔵鼻</p> <p>ケ 今治市大角鼻</p> <p>コ 今治市大島荒戸鼻</p> <p>サ 今治市大島竹ケ鼻</p> <p>シ 今治市岡村島観音埼</p> <p>ス 広島県大崎下島東端</p> <p>3 越智郡上島町魚島、高井神島及び江ノ島の周辺最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域</p>

漁業種類	禁止区域
	4 越智郡上島町豊島及び百貫島の周辺最大高潮時海岸線から3,000メートル以内の海域